

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
11	母子健康手帳の交付等に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

本市は、母子健康手帳の交付等に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを低減させるために十分な措置を行い、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

笠間市長

公表日

平成27年6月1日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	母子健康手帳の交付等に関する事務
②事務の概要	母子保健法に基づく事務のうち、次のもの ・妊娠の届出、母子手帳の交付に関する事 ・低体重児の届出に関する事 ・妊産婦、乳児、幼児の訪問に関する事 ・健康相談、健康教育に関する事 ・妊婦、乳児、幼児の健康診査に関する事 ・養育医療の給付若しくは養育医療に要する費用の支給又は費用の徴収に関する事
③システムの名称	健康管理システム、宛名管理システム、中間サーバー
2. 特定個人情報ファイル名	
妊婦台帳ファイル、妊婦健診ファイル、新生児訪問ファイル、乳幼児健診ファイル、宛名情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一 第49項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	【情報照会の根拠】 ・番号法第19条第7号 別表第二 70 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第39条 【情報提供の根拠】 ・番号法第19条第7項 別表第二 26, 56-2, 87 ・別表第二省令 第19条, 第30条, 第44条
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	保健衛生部健康増進課
②所属長	健康増進課長 下条 かをる
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	健康増進課健康企画グループ 茨城県笠間市中央3-2-1 0296-77-1101
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	健康増進課健康企画グループ 茨城県笠間市中央3-2-1 0296-77-1101

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人が	[1万人以上10万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	平成26年6月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	平成26年6月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

